

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和6年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>ア 事務の説明 父又は母と生計を同一にしていない児童について、当該児童が育成される家庭の生活の安定及び自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。</p> <p>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当証書に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 ・児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当の支給 <p>なお、現況届及びその添付資料については、対面による手続に先駆け、サービス検索・電子申請機能を経由して、事前に送付することができる。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉Wel+児童扶養手当 ・Acrocity行政基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・鹿児島県電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給資格者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条</p> <p>【各手続の根拠】 児童扶養手当法第4条、第6条、第8条、第16条、第28条、第30条 児童扶養手当法施行規則第3条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	保健福祉部子育て支援課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2061

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity宛名管理 ・Acrocity児童扶養手当 ・Acrocity住民基本 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童扶養手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー 	事後	
平成28年3月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当受給資格者台帳、児童手当 Acrocity福祉	児童扶養手当受給資格者台帳	事後	
平成28年3月31日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(内線番号)2063	(内線番号)2062	事後	
平成28年3月31日	II-1いつ時点の計数か	平成27年2月17日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成28年3月31日	II-2いつ時点の計数か	平成27年2月16日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の認定請求の受理 ・児童扶養手当手当額改定請求の受理 ・児童扶養手当の届出の受理 ・児童扶養手当の認定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の手当額改定請求の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の届出の審査結果に係る請求者等への通知 ・児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の額改定請求の審査 ・児童扶養手当の額改定請求に係る事実についての審査 ・児童扶養手当の届出に係る事実についての審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・児童扶養手当証書に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当法第30条の資料の提供等の求めに関する事務 ・児童扶養手当法施行規則第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答 ・児童扶養手当の支給 <p>なお、現況届及びその添付資料については、対面による手続に先駆け、サービス検索・電子申請機能を經由して、事前に送付することができる。</p>	事前	子育てワnstoppサービスに先立ち記載内容を修正
平成29年3月31日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童扶養手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー 	<ul style="list-style-type: none"> ・Acrocity行政基本 ・Acrocity児童扶養手当 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー ・サービス検索・電子申請機能 ・鹿児島県電子申請システム 	事前	子育てワnstoppサービスに先立ち記載内容を修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の37の項</p> <p>【各手続の根拠】 児童扶養手当法第6条、第8条、第28条、第32条 児童扶養手当法施行規則第1条、第2条、第3条、第3条の2、第3条の3、第4条、第4条の2、第5条、第6条、第9条、第10条、第11条、第12条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2、第22条</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第一の37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条</p> <p>【各手続の根拠】 児童扶養手当法第4条、第6条、第8条、第16条、第28条、第30条 児童扶養手当法施行規則第3条</p>	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の57の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条</p>	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	Ⅱ-1対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	受給者:1,799人 配偶者・扶養義務者:568人 児童:2,686人 計:5,053人
平成29年3月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成29年3月1日 時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)
平成30年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 田上 哲夫	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	事後	H29.4.1付人事異動による
平成30年3月31日	Ⅱ-1いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	受給者:1,670人 配偶者・扶養義務者:560人 児童:2,664人 計:4,894人
平成30年3月31日	Ⅱ-2いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)
平成31年3月31日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity児童扶養手当	・Welt児童扶養手当	事後	H31.1月システム更新による
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	保健福祉部子育て支援課長 岡元 みち子	保健福祉部子育て支援課長	事後	記載ルールの変更
平成31年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	受給者:1,696人 配偶者・扶養義務者:537人 児童:2,672人 計:4,905人
平成31年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	平成30年1月1日 時点	平成31年3月1日時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)
平成31年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第12条、第19条、第26条の 2、第35条、第36条、第44条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 59条の2	事後	(H30.9.28改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
令和2年3月31日	表紙-特記事項	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、認定申請書及び現況届の取り扱い、鍵付の保管庫に日々収納するように厳重に取り扱うように努める。	受給資格者の口座情報、所得金額、勤務先情報等を取り扱うため、情報漏えいの事態が生じないように、関係書類の保管等については鍵付の保管庫に日々収納するなど、厳重に取り扱うように努める。	事後	再評価にあたり文言を修正
令和2年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 59条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2	事後	(R1.9.30改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
令和2年3月31日	Ⅱ-1 対象者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	受給者:1,666人 配偶者・扶養義務者:522人 児童:2,636人 計:4,824人
令和2年3月31日	Ⅱ-2 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	111人(職員等100 電算6 SE5)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月3日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施
令和3年3月31日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2の2	事後	(R2.7.31改正)番号法別表第 二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令を基に 修正
令和3年3月31日	II-1 対象者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	受給者:1,664人 配偶者・扶養義務者:516人 児童:2,650人 計:4,830人
令和3年3月31日	II-2 取扱者数	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	64人(国分 職員8 臨職3、隼 人職員4 臨職3、他支所 職 員26 臨職9、電算6、SE5)
令和3年3月31日	IV-5 特定個人情報の提供・移転	十分である	提供・移転しない	事後	錯誤
令和3年8月3日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の13の項、16の 項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16の 項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2の2	事前	令和3年9月1日に施行される 番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第 53条、第59条の2の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第31条 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の13の項、16 の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の 項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第10条の3、第12条、第19 条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条 の2の2	事後	(R3.7.30改正)番号法別表第 二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令を基に 修正
令和4年3月1日	II-1 対象者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	受給者:1,633人 配偶者・扶養義務者:527人 児童:2,618人 計:4,778人
令和4年3月1日	II-2 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和4年3月1日時点	事後	67人(国分 職員9、臨職3 隼 人職員5、臨職3 他支所 職 員27 臨職9 電算6 SE5)
令和5年3月1日	II-1 対象者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	受給者:1,620人 配偶者・扶養義務者:527人 児童:2,628人 計:4,775人
令和5年3月1日	II-2 取扱者数	令和4年3月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	59人(国分 職員10 臨職4、 隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)
令和6年3月1日	II-1 対象者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	受給者:1,622人 配偶者・扶養義務者:458人 児童:2,623人 計:4,703人
令和6年3月1日	II-2 取扱者数	令和5年3月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	57人(国分 職員10 臨職2、 隼人職員4 臨職3、他支所 職員28 臨職1、電算7、SE2)